

あじす

2003
6/20

お 知 ら せ 版

阿知須町イメージキャラクター
「コッコちゃん」

昭和30年頃の清掃奉仕活動 (岩倉駅)



上は、昭和30年頃の学童による岩倉駅清掃奉仕活動の写真です。町では、古くから各地域・各団体により清掃奉仕活動が行われてきました。57年頃から「日本列島クリーン作戦」に合わせ町内一斉清掃が始まり、60年から7月の第1日曜日を「クリーンアップ大作戦の日」として展開し、昨年は2,281人（うち中学生以下396人）の参加により、収集総重量2,830kgを収集することができました。

今年7月6日（日）は、いったい何kg収集できますでしょうか。（でも量が少ない方が町が綺麗ってことですよね。）

清掃活動



昨年のクリーンアップ大作戦

一人ひとりの健康づくりのためのガイドライン 「阿知須町健康づくり行動計画」を策定

町では平成14年1月と平成15年2月に町民のみなさんにご協力をいただき生活習慣、健康づくりについてのアンケート調査を実施しました。そのアンケート結果をもとに、このたび健康づくりのためのガイドラインを策定しました。



仲間と誘い合って楽しく運動したり、子どもの頃から薄味で家族そろって食事を楽しむなど、一人ひとりがそれぞれできる健康づくりについて考えてみませんか。
この計画の主役は、町民のみなさんです。

健康生活をめざしての実践をおすすめします。

問い合わせ
町健康福祉課保健福祉係
(65) 4111 内線151

禁煙チャレンジマラソン開催

町では、町民の重要な健康課題の一つであるタバコ対策の推進を図るため、県との共催により「禁煙チャレンジマラソン」を開催します。これまで禁煙しようと思いつながらなかなか踏み切れなかった人、この機会に禁煙にチャレンジしてみませんか。

開催期間 8月 1日から
9月 30日まで

申込期限 7月 7日まで

問い合わせ 町健康福祉課保健福祉係
(65) 4111 内線151
山口県宇部健康福祉センター
(31) 3200

健康増進法が 5月1日からスタート

国民みんなが元気で長生き！を目指して生まれた健康増進法は、次の3つの柱からなっています。

- ①基盤整備 公共の場における分煙の推進、国民の健康・栄養調査などの調査研究の推進
- ②情報提供の推進 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康保持などの生活習慣に関する普及啓発
- ③生涯を通じた保健事業の一体的推進

町民のみなさんもこれらの情報や事業に積極的に目をむけ、どうすれば元気で長生きができるのか、自分で考え行動してみませんか。

花壇コンクールを実施

町生涯学習課では、ふれあいどうるおいのある地域づくりを目指して、花いっぱい花壇コンクールを実施します。なお、今回から家庭ガーデニング部門として家庭でガーデニングを楽しんでいる人も対象としますので、より多くのご参加をお願いします。

対象者 花と緑のボランティア参加者（個人・団体・家族）または家庭でガーデニ

ングを楽しんでおられる人

応募方法 七月十八日（金）までに町公民館備え付けの参

加申込書により申し込んで下さい。なお、花と緑のボランティアの参加者には直接参加申込書を送付します。

八月下旬～九月上旬

表彰 ①国道部門 ②縦貫

◎障害基礎年金（国民年金法）

一級程度の障害を有する人ごとに最優秀賞（一团体）、別障害者手当の一級に認定優秀賞を表彰します。

問い合わせ 町生涯学習課

生涯学習係（町公民館内）
（65）2022内301

町国保で歯科検診

町では、町内歯科医院で歯の検診を実施します。希望される人は、町住民課国保年金係まで健康保険証をご持参のうえ申し込んで下さい。

対象者 町国民健康保険の被保険者

利用回数 一人年度内二回

問い合わせ 町住民課国保年金係（65）4111内164

重度心身障害者 福祉医療制度

重度心身障害者的人には、医療費の自己負担分が無料となる福祉医療制度をご利用できます。

相談業務関係職員 研修会開催

平成十五年度の狩猟免許試験・更新に係る適性検査と講習が次とのおり実施されます。

狩猟免許試験 更新の日程

（免許試験）

日時 七月二十日（日）午前九時～午後三時まで

場所 県総合保健会館

光では、軽度発達障害児や高機能広汎性発達障害児の正しい理解を目指した研修会（初級編）が開催されます。

（受付）試験日の七日前までに美称農林事務所に申請書を提出（郵送の場合、試験日の七日前までの消印有

- ◎療育手帳Aを所持する人
- ◎精神障害者保健福祉手帳一級を所持する人
- ※ただし、所得の制限がありますので、該当すると思われる人は、お問い合わせください。

- ◎講話「軽度発達障害児の理解と対応」（注意欠陥多動性障害や学習障害などを知る）
- ◎講師 木谷秀勝先生（山口大学教育学部助教授）
- ◎参加料 無料（一般聴講者の人は、申し込み不要）
- ◎問い合わせ こども家庭支援センター（65）1111（内188）
- （二十三日は午後一時）

- ◎受験手数料
- ◎新規受験者 五千三百円
- ◎既取得者でさらに他の免許を受験する者 四千円
- 【免許更新】
- ◎場所 町健康福祉センター「おげんきかん」
- ◎内容
- ◎日時 七月七日（月）・八日（火・九日（水）・十一日（金）・十二日（水）午後一時）
- ◎場所 県セミナーパーク（二十三日は、ときわ湖水ホール）
- ◎受付 試験日の七日前までに美称農林事務所に申請書を提出（郵送の場合は、試験日の七日前までの消印有効）
- ◎受験手数料 二千九百円
- ◎問い合わせ 美称農林事務所森林部（65）2111（内221）
- 業振興課農林業係（65）211071または町産業振興課農林業係（65）083715



交通遺児等育成資金の貸付のご案内

自動車事故対策センターでは、自動車事故によって亡くなられた人または重度の後遺障害者になられた人のお子さん（赤ちゃんから中学生まで）に対し、次の条件で無利子の育成資金をお貸ししています。

対象者

お子さんを扶養し

ている保護者

問い合わせ 自動車事故対策センター山口支所業務課

(Tel) 083-924-5419

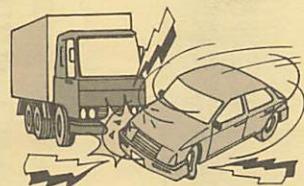
9) または町健康福祉課保

健福社係 (Tel) 6541111(内)

回一時金十五万五千円、毎月二万円、入学支度金四万四千円（入学時）

貸付期間 貸付が決定した月から中学卒業の月まで

返還期間 中学卒業後一年据え置いてから月賦などによる二十年以内の均等払い返還。ただし、高校・大学などへ進学した場合または在学中は猶予されます。



重度後遺障害者介護料支給のご案内

自動車事故対策センターでは、自動車事故により重度の後遺障害を残し、當時または随時の介護が必要な状態である人への要領で介護料を支給しています。

対象者

自動車事故により、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、後遺障害の程度が次に該当（相当）する人

○常時要介護（二級三号または四号） ○随時要介護（二級三号または四号）

支給額（常時要介護）月額五万八千五百七十円（十三万六千八百八十円）（随時要介護）月額二万九千二百九十九円（五万四千円）

※支給額は、障害の程度や在宅介護サービス・短期入院などの負担額に応じて変わります。

問い合わせ

自動車事故対策センター山口支所業務課

(Tel) 083-924-5419

9) または町健康福祉課保

健福社係 (Tel) 6541111(内)

7月のごみ収集日

可燃ごみ（町内全域）月・水・金

2 4 7 9 11
14 16 18 23 25
28 30

不燃ごみ（町内全域）

プラスチック製容器包装類
(毎週火曜日)

1 8 15
22 29

焼却灰・ビン類
(第1・3木曜日)

3 17

紙製容器包装類
(第2・4木曜日)

8 22
アルミ・スチール缶、その他
(第2・4木曜日)

10 24

※ペットボトルは、第4木曜日

ごみを出す時間

前日午後5時～当日午前7時半

清掃センターへのごみの直接持ち込み

毎週月～金曜日（祝祭日は休み）

●午前7時半～正午

●午後1時～2時

問い合わせ

町生活環境課 (Tel) 6541111(内)132

町清掃センター (Tel) 654953